

(3) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
8	法人税法等の一部を改正する法律案	河村 たかし君 外4名 (8.11.29)	8.12.3		8.12.3 (予備)			8.12.3	継続審査	

【文教委員会】

(1) 審議概観

第139回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願30種類209件のうち、3種類41件を採択した。

[法律案の審査]

著作権法の一部を改正する法律案は、著作権制度をめぐる内外の情勢の変化に対応し、著作権等の適切な保護に資するため、現行著作権法の施行前に行われた実演等について、著作隣接権に関する規定を適用するとともに、写真の著作物の保護期間に関する特例を廃止するほか、著作権等を侵害された者の救済を図るための制度を充実させる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、著作権関連の新条約の検討状況、写真の著作物の遡及的保護の必要性、いわゆる廉価盤CDへの影響、実演家の権利保護の拡充等について質疑が行われた後、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成8年12月17日（火）（第1回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 著作権法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について小杉文部大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、公正取引委員会、郵政省当局及び参考人日本放送協会専務理事齊藤暁君に対し質疑を行

った後、可決した。

(閣法第6号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、民緑、無ク、さき
反対会派 なし

○請願第15号外40件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外167件を審査した。

○教育、文化及び学術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第6号)

【要旨】

本法律案は、著作権制度をめぐる内外の情勢の変化に対応し、著作権等の適切な保護に資するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 現行著作権法の施行前の実演等について、著作隣接権に関する規定を適用し保護対象の範囲を遡及的に拡大するとともに、旧著作権法による保護を受けていた実演等について、所要の経過措置を講ずること。
- 2 写真の著作物の保護期間に係る特例を廃止し、現行の公表後50年から著作者の死後50年とすること。
- 3 著作権、出版権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができることとすること。
- 4 罰金額の上限を引き上げること。
- 5 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 6 その他関係規定の整備を行うこと。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案(1件)

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
6	著作権法の一部を改正する法律案	衆	8.11.29	8.12.13	8.12.17 可決	8.12.17 可決	8.11.29	8.12.12 可決	8.12.12 可決